

令和5年度 第4回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年7月5日（水）午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和5年7月5日（水）1日間  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室  
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議  
議案第6号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について  
議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について  
議案第8号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について  
議案第9号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

---

### 教育長報告事項（再掲）

- 1 令和6年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）
- 2 郷土博物館のくん蒸消毒に伴う臨時休館について（文化課）
- 3 吉川英治記念館の英治忌開催に伴う観覧料の免除について（文化課）
- 4 第56回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）
- 5 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 青梅市図書館運営社会教育委員会会議録（社会教育課）
    - イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
    - ウ 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）
    - エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）
  - (2) 事業等の実施予定について  
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
  - (3) 事業等の実施結果について
    - ア 令和5年度学校基本調査結果について（教育総務課）
    - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）
    - ウ 第76回都民体育大会の実施結果について（スポーツ推進課）

---

### 協議事項（再掲）

- 1 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（指導室）

- 2 青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の制定について（指導室）
- 3 青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準の制定について（指導室）
- 4 文化財指定に関する諮問について（文化課）
- 5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（スポーツ推進課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	学 校 教 育 部 長	布 田 信 好
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	榎 戸 智
	社会教育課長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	スポーツ推進課長	吉 崎 龍 男
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

---

### 日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和5年度第4回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

---

【教育長（橋本）】 初めに、傍聴についてお諮りいたします。

ただいま、梅郷にお住まいの〇〇さんから傍聴の申し出がありました。教育長として傍聴を許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、傍聴を許可します。

〔傍聴人入場〕

【教育長（橋本）】 傍聴の方に申し上げます。お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございます。写真撮影、録音等についても会議の支障となりますことから行わないようよろしくお願いいたします。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 次に、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、徳長委員を指名いたします。

【委員（徳長）】 はい。

【教育長（橋本）】 お願いいたします。

---

【教育長（橋本）】 次に、令和5年5月10日開催の令和5年度第2回定例会および5月23日開催の第3回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

---

### 日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項から始めます。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。今回は徳長委員から、よろしく願いいたします。

【委員（徳長）】 前回から、各運動会に参加させていただきました。小学校、中学校ともにコロナウイルス感染症が落ち着いたの運動会ということ。先生方も異動してきて初めての運動会ということで、なかなかスムーズにいかないという校長先生のお話があったのですが、それでも子ども

もたちは一生懸命、やってきたことを表現していましたので、運動会が開催できるようになったことはとてもよかったなと思っています。

それから音楽鑑賞教室、小学校と中学校に参加させていただきました。観劇のときに、子どもたちは、劇の見方というのがわかっていなくて、変なところで拍手をして、誰かが拍手するとそれに倣って拍手をして、劇の見方を指導しなければいけないかなと思っていたのですが、今回は小学校、中学校ともに音楽鑑賞教室はとても聴き方が上手で、拍手の仕方も上手でした。中学校の音楽鑑賞教室と一緒に聴かせていただきましたけれども、本当にすばらしいなという音楽鑑賞の仕方でした。参加の仕方もそうでしたし、拍手の仕方も大人がやっていることに倣ってしている感じがしましたので、そういう経験を積み重ねていくことが大事なのかなと思いました。以上です。

【委員（稲葉）】 徳長委員と一緒に、朝、鑑賞させていただきました。演奏内容が小学校と違って、小学校は各楽器の説明をただで音色とか演奏とかなかったのですけれど、中学校は弦楽器なら弦楽器、管楽器なら管楽器で各楽器の紹介とともにアンサンブルで聴かせてくださったので、中学生にとってはすごく有意義な鑑賞会だったなと思っています。説明してくださった指揮者の方も、中学生を意識していろいろなこととお話ししてくださったので、とてもよかったと思います。

それから、鑑賞の態度もすごくよかったのですけれど、駅から会場まで歩いてくる様子を、車から見たのですけど、整然として無駄口を叩かずにしっかりと前を向いて、落ち着いた様子で歩いていました。歩行者、通行者の邪魔にもならず、車の邪魔にもならずに会場まで歩いていたので、さすが中学生だなと思いました。前回の小学生も拝見していたのですけど、やっぱり賑やかにうれしくて飛び出したり、危ないなというのがあったのですが、さすが中学生だなと。この成長をうれしく思いました。

もう一つ、各学校だよりを拝見したときに、どの学校もきちんと教育法務相談の紹介をされていたので、いいなと思いました。気になったのが、ダイレクトに教育法務相談員に保護者が相談するのではなくて、学校が窓口になっているところをお示しでしたので、自由に相談できない、ワンクッションあるところに、私は疑問を持ちました。ダイレクトに相談できるような形だと、オープンに、いろいろなことが相談できるのにと考えた次第です。以上です。

【委員（百合）】 先日、第三小学校の学校訪問に行って、校長先生から、給食の時間に、友達と顔を合わせながら給食が食べられていますよという話を聞いて、マスクのない、みんなの顔がわかる時間が来たのかなと思って、うれしくなりました。

給食つながりの話ですけれど、ある1年生の男の子が家に帰ってきて毎日、「今日の給食はね、〇〇でね、すごくおいしかったよ、お母さん。」と、毎日話してくれる子がいて、そのお母さんもぜひ給食試食会に行きたいと言っていました。その子は、給食だよりを見て、給食を楽しみに学校に行っているらしいのですけど、それでもやっぱり親としたら、楽しく喜んで学校に行ってくれるというのは安心材料だと思うので、給食センターの皆さんまたおいしい給食をよろしく願いいたします。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私からも何点かご報告させていただきます。

まず、市議会ですけれども、6月26日にすべて終了いたしました。また改めてご報告をさせていただきたいと思います。

音楽鑑賞教室の話がございました。今日は中学生でしたけれども、6月16日には小学生の教室がございました。その中であの合唱がとにかくもうすばらしかったと。青梅の子どもたち、本当にすばらしいなと思ったところがございます。

それと、各委員さんには、教科書選定の作業をまだ継続していただいていると思います。大変お忙しい中ですが、よろしくお願ひしたいと存じます。

令和4年度分の事務点検評価がここで始まりました。これまでは徳長委員に有識者としてご評価いただきましたけれども、その後任といたしまして堰水尾祐文先生に有識者に就任していただきました。初回が終わったところがございます。あと2回の会議を予定しております。

スポーツの関係で、今年は市町村総合体育大会の幹事市となっております。7月8日の開会式から8月5日の閉会式まで、約1カ月にわたって熱戦が繰り広げられます。教育委員さんにもお声がけをさせていただいている部分があるかと思ひます。お忙しい中ですが、お時間がありましたらよろしくお願ひしたいと存じます。

今年、コロナウイルス感染症が落ち着いてきたということで、ボツパルトの友好使節団が再開になります。10人の募集に対して70人の応募ということでした。ここ何年かなかった関係で、年齢を少し上げましたけれども大学生の応募が非常に多くて、一番多かったのが高校生、次に大学生、そして中学生という率でございました。そんなこともありまして、中学生は10人応募いただいたうち2人に行っていただくことになりました。1人が青梅市立の中学校、もう1人が私立の中学校の生徒さんに行っていただくというような形になります。8月21日からの10日間、私も同行いたします。

私からの報告は以上でございます。

次に、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

**【教育総務課長（芥川）】** 教育総務課からは、今教育長からも報告がありました事務点検評価についてご報告申し上げます。

5月の第2回定例会でご承認いただきました有識者の堰水尾先生と前年度からの高城先生をお迎えしまして、6月29日に第1回目の会議を行いました。毎年、前年度の教育委員会各課の実施事業について自己評価を行い、それについて有識者の方々からご意見をお伺ひして、最終的に評価報告書を作成し、議会へ配付、市民へ公表するものでございます。

第1回目の会議では、新任の堰水尾先生への委嘱状の交付のほか、昨年度事業の概要等について各課長から説明し、有識者からご意見等を聴取しております。第2回の会議は7月21日に予定されており、さらに有識者からご意見を頂戴しまして、最後の会議を8月2日に予定しておりますけれども、そこで有識者からの意見報告書の取りまとめが行われます。その後、取りまとめたものにつきましては教育委員会にも協議事項としてお諮りをさせていただきまして、8月末をめどに報告

書を作成して公表する予定となっております。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課からは保健衛生の関係で2点ご報告申し上げます。

まず1点目でございますが、児童・生徒の定期健康診断についてでございます。4月中旬から各小・中学校で実施しておりました定期健康診断でございますが、6月28日をもちまして全校無事に終了いたしました。コロナウイルス感染症の流行はおさまってまいりましたが、季節外れのインフルエンザの流行もありまして、そういった中でございましたが、学校、特に養護教諭や担任の先生方のご協力により、遺漏なく進めることができました。

続いて2点目でございます。インフルエンザ等の流行についてでございます。インフルエンザにつきましては、例年12月から3月ごろにかけて流行して、徐々に収束に向かっていくものでございますが、ゴールデンウィークが明けてからも学級閉鎖が発生する状況が続いておりました。青梅市におきましては、昨年11月から6月25日までの延べの累計で、31校49学級、欠席者数は390人という状況でありました。今年度に入ってからゴールデンウィーク後の状況につきましても、5月から6月29日までに延べ6校10学級で学級閉鎖が発生しておりました。インフルエンザのほか、6月中旬に東京都福祉保健局から、夏季に乳幼児を中心に流行するヘルパンギーナにつきまして、都内の警報基準を超えたという発表もございました。季節を問わず感染症が流行している状況がございます。1学期も残りわずかの時期となりましたが、引き続きインフルエンザほか感染症対策につきまして、学校、養護教諭と連携を密にして予防を徹底してまいります。

学務課からは以上でございます。

【指導室長（拝原）】 指導室からは、前回の定例会以降、2回校長会がございましたので、そのご報告をいたします。

初めに、6月2日に実施した校長会でございます。こちらでは3点伝えております。

1点目が、令和5年度の選考関係でございます。校長選考、4級職選考、その他主任教諭選考等の締切日等についてお話ししてございます。

2点目が、人材育成についてということで、校長選考を受ける際、副校長が論文を作成いたしますので、その際副校長に対して、校長としてのビジョンはあるのかどうか、そういったところを明確にするよう、指導を依頼してございます。

3点目が、服務事故の防止についてでございます。プール授業の準備をする時期でございましたので、プールの注水等について注意するよう伝えております。

また、パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止について、各学校でそういったことがないようにするのが一番でございますが、万一あった場合に担当の職員を決めておくように。特にセクハラ、マタハラ等につきましては、女性の職員も相談しやすいよう、担当をしっかりと伝えておくよう指導しております。また、個人情報の管理につきましても徹底するよう指導してございます。

その他の事項としましては、指導教諭の模範授業について、各学校で代表者を出席させて、自校の伝達研修に活かすよう指導してございます。

続きまして、6月27日に行いました校長会についてでございます。こちらは夏季休業日を迎えるにあたって、いま一度児童・生徒の健全育成について指導するよう依頼をしてございます。また、不登校およびその傾向のある児童について、各学校で丁寧に対応するよう話をしてございます。

2点目が、令和5年度の各種選考応募状況についてでございます。今年度は校長選考12名、小学校10名、中学校2名でございます。管理職選考につきましては、A選考、B選考、C選考とございますが、今年度はB選考の小学校が2名、中学校が2名でございます。その他主任教諭選考が7月、16人おりますが、そちらについても指導するよう話をしてございます。

3点目が、校長職および教育管理職の任用審査について話をしてございます。こちらはすでに選考を合格して、その翌年に任用審査というものを行っておりますが、この任用審査で近年、適格という判断をもらえないケースが東京都内でもございますので、油断をせずにきちんと準備をして任用審査に臨むよう話をしてございます。

4点目が、サービス事故の防止についてでございます。7月・8月は体罰の防止、児童・生徒への性暴力の防止の強化月間となっておりますので、そちらについて話をしてございます。

また、学期末ということで、成績処理と個人情報扱う機会が大変多くなりますので、そちらの指導の徹底についてもお願いをしてございます。

また、児童・生徒、保護者との不適切な接触の禁止、こちらについては教育実習生や部活動指導員も含めて各学校で指導を徹底するようお願いをしてございます。

5点目が、再任用についてでございます。今年度末60歳を迎える教員については、意向調査を行っております。本日が締切日でございますが、そちらについて再度周知をしてございます。また、管理職の再任用については、9月に改めて通知をすることを伝えております。

6点目は、副校長のヒアリングを終えてということで、6月末に各学校の副校長とヒアリングをさせていただきました。副校長先生方から、それぞれ日々の業務の状況等について話を伺っております。副校長として大変やりがいを感じている人もいれば、副校長に昇任したばかりで、まだ副校長としてのやりがいがあるのか迷っているところですよといった話も、本当に率直に伺いました。校長先生方には、ぜひ副校長先生がやりがいですとか自己有用感を感じられるようにお声がけをお願いしますと伝えてございます。

その他としましては、この後お話をさせていただきますが、タブレット端末の取扱に関する要綱について本日の定例会で協議をして、その後学校に周知するということを伝えてございます。

私からは以上でございます。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** 教育委員の皆様には6月15日に連絡をしておりますが、指導室内に公認心理士・臨床心理士の資格をもった心理相談員を配置することになりました。心理相談員はさまざまな自治体において教育相談事務や相談業務をしております、雇用期間につきましては今年6月19日から来年3月31日までとなっております。勤務日については週2回（月曜・木曜）、勤務時間につきましては午前9時から午後5時までとなっております。

私からは以上でございます。



【学校給食センター所長（榎戸）】 小・中学校の給食につきましては、今のところ大きなトラブルなどなく提供できておまして、今月20日が1学期最後の給食となっております。

また、新学校給食センターの整備につきましては、現在基本設計を業者に委託し進めております。

現在、規模としては3階建てを想定している建物の内部について、主に調理、配送、食器の洗浄や保管、事務やスタッフのスペースなどといった、それぞれの機能をどのフロアにどのように配置にするかといったことを詰めているところでございます。この基本設計につきましては、今月中旬以降にある程度完成させまして、今月末に予定しております学校給食センター運営審議会で概要をお示しし、その後来月18日の教育委員会定例会において委員の皆様にお示ししようと予定しております。

その後、建築工事に向けてより詳細な実施設計を行ってまいります。その前にパブリック・コメントを実施して、広く市民のご意見を伺おうと考えておりますことから、その実施について次回の定例会において内容をお示しし、ご協議いただきたいと考えております。

学校給食センターからは以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育課からは2点でございます。

まず、国際理解講座でございます。5月20日に開講式を開催させていただきました。5月開講式から3月まで、全体で20回の開催予定でございます。

2点目に、青少年リーダー育成研修会でございます。6月18日に開講式を開催いたしました。開講式から8月までの間に全体で6回になります。8月には妙高高原に3泊4日の宿泊研修も含まれております。

社会教育課からは以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは3点ご報告させていただきます。

まず、美術館につきましては、館蔵企画展「大屏風展」が6月4日に終了しまして、諸報告の資料にもございますが、来館者数が1,300名余りとなりました。また現在、美術館ではくん蒸消毒、施設修繕、収蔵作品撮影等の作業のため休館をしております。その後、10月から特別展として「小泉癸巳男展」を開催する準備をしております。

次に、郷土博物館につきましては、6月10日「わがまち青梅」講座を開催しまして、御岳山周辺を歩きました。あいにくの天気でしたので参加者も10名というところでしたが、宝物殿の見学をして、喜んで参加していただきました。

最後に、吉川英治記念館につきましては、お手元に配付の夏季展示「吉川英治と市所蔵の文豪たち」のチラシでご説明をさせていただきます。7月8日から9月24日までの会期で開催をいたします。今回、「文豪とアルケミスト」タイアップ展示の第三弾となりまして、裏面になりますが、吉川英治ほか直木三十五と中里介山に関する資料も展示します。また、中里介山ゆかりの羽村市郷土博物館からも資料をお借りして関連資料の展示も行ったり、会期中、中里介山に関するゆかりの場所を巡るような企画も考えております。

そのほか、期間中のイベントとしまして、フォトコンテストや玉堂美術館とのコンサート、夏休

み自由研究サポート等を予定しております。

文化課からは以上でございます。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 スポーツ推進課からは第32回の西多摩地域広域行政圏体育大会の第1回の大会委員会についてご報告します。

6月23日にプリモホールゆとろぎ学習室で委員会が開かれまして、今年度第32回を開催するというので決定してございます。こちらの大会は西多摩地域4市3町1村を4ブロックに分けて、年度ごとに主管自治体を交代していくもので、令和5年度につきましては4ブロックとして羽村市と瑞穂町さんで主管されまして、令和5年11月19日に開催予定でございます。種目によっては2週間程度前から開始するものもございますが、15種目を主に羽村市・瑞穂町管内の会場で実施されるということで進めてまいります。

以上でございます。

【文化複合施設等整備担当主幹（森田）】 文化複合施設等整備担当から、東青梅1丁目の文化複合施設についてのご報告になります。

5月26日に長野県軽井沢にあります大賀ホールに、担当職員で視察に行っていました。また、6月20日になりますが、のり面の擁壁検討に伴う調査設計業務委託について契約締結をいたしました。7月4日には、東青梅1丁目測量業務委託について、あわせて契約締結をいたしました。

次に、青梅駅前図書館の整備についてのご報告になります。6月23日には青梅市新青梅図書館（仮称）整備基本設計委託について契約締結をいたしました。

これら業務は、必要な時点で委員の皆様へ今後ご報告をしております。

私からは以上です。

【教育長（橋本）】 以上で各課からの報告は終わりました。ただいまの内容に、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 先ほどインフルエンザのお話があったのですが、コロナウイルスの感染状況はどうなっているのでしょうか。第9波に入っているようなお話も聞いているのですが。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 2類から5類になってからはガイドラインもすべて廃止ということになっておりまして、今までやっていた感染者の報告も終わっています。先ほど学務課長のお話にもありましたが、コロナウイルスよりはインフルエンザでの学級閉鎖。今のところコロナウイルスによる学級閉鎖は、5月8日以降は出ておりません。

【委員（徳長）】 報告があがってきていないということですか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 そうです。

【委員（徳長）】 例えば子どもたちがコロナウイルスに感染していても、それがわからないという状況ではないのですよね。一応、医者に行って学校に感染を報告するというところになっているのですね。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 そうですね、そのとおり学校で対応していると思うのですが、報告自体は教育委員会にはもうあがってきていないので、インフルエンザの対応と同じような形で学校

は対応している状況であります。

【委員（徳長）】 わかりました。

【委員（稲葉）】 コロナウイルスの感染ですけれども、感染力はインフルエンザよりすごいのですよね。私の周りでも、親御さんが感染している情報が入っています。それに追随して子どもたちもというのがあります。やはり5類になったから感染力が弱まったということではないので、学校としてはしっかりと把握しておくべきだと思うのです。インフルエンザが把握できるのだったら、コロナウイルス感染状況の情報も把握して。学級閉鎖になっていないから大丈夫、ではないと思います。だから、その辺の情報を保護者たちにお伝えすることは必要なのかなと思うし、教育委員会としても把握しておくことは必要なかなと思います。

そここのところはどうでしょうか、医療との関係もあるので、発熱外来でなかなか診てもらえないとか、いろいろなところをたらい回しにされたとか、そんなことも聞きますので、5類になったから安心というわけではないなと。その辺はどうなのでしょう。把握しておかなくても大丈夫なのですか。インフルエンザがはやっているからそっちに重点というのでは、手落ちかなと思うのですけど。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 今委員おっしゃったように、新型コロナウイルスだからインフルエンザだからというわけではなくて、子どもに関する感染症の状況に関しては、学校では情報共有を含めてしっかり把握をして、ガイドラインは廃止になっていますけれども、それぞれ感染症対策については各学校で対応しております。ただ、インフルエンザと同じ扱いになってしまうと、今までのように強制的に報告するものがないわけです。学級閉鎖があったときはインフルエンザについては報告のものがあるのですけれども、それに準じていくと、どうしても今はそういう対応になるというふうに考えています。

【委員（稲葉）】 それで大丈夫でしょうか。

【指導室長（拝原）】 対応自体はインフルエンザと同様にはやっております。ただ、今までは2類相当ということだったので、1人でも出たら学校から毎日12時までには報告しなさいということをやっていたのですけれども、その報告は今なくなっています。ただ学校で、コロナウイルスに感染したから休みますということは把握しておりますけれども、学級閉鎖等になった場合にはもちろんこちらにもあがってきますので、一応そのような形ではやっております。

【委員（稲葉）】 例えば、2類のときには1人でも出たときには報告ということだったのでけれども、そうでなくなったときに全然報告なしで、月平均とか月で何人いたよという報告も、教育委員会には入っていないのですか。学級閉鎖になってからでは遅いですよね。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 月ごとの報告も今はない状態であります。

【委員（稲葉）】 できれば月ごとの件数を、今のところはインフルエンザが蔓延していて、全くもって教育委員会がコロナウイルス感染状況を知らないというのは、とても不安です。広がってから、学級閉鎖では遅いので。本当に感染力はインフルエンザよりも高い。そこは小児科医が言っています。せめて月の件数くらいは報告みたいな形で把握しておいた方が安全かなと思うのですけど。毎

日は大変だと思いますが。

【指導室長（拝原）】 その報告が今まで大変だったので、5類相当に落として。各学校また保健所等もかなり混乱して厳しい状態が続いていました。感染を未然に防ぐというのは一番大事な視点だとは思いますが、各学校もかなり大変な状況であったので、それを今緩和された中で対応させていただいています。また感染状況によっては、その対応を変えていくことも学校に言っております。現在の段階ではそこまでの段階ではないので、そのような対応をさせていただいています。沖縄で増えているというお話もうかがっておりますので、いずれ関東にもと思います。状況に応じてまた対応させていただきたいと思います。

【委員（稲葉）】 状況に応じてではなくて、状況を想定して早めにとということでもよろしくお願いたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。現状の対応がありますけれども、大切なご意見だと思いますので、しっかり受けとめたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

---

## 1 令和6年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項の1、令和6年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、報告事項1、令和6年度小規模特別認定校児童・生徒の募集についてでございます。

報告資料1をご覧ください。机上に、成木小学校および第七中学校それぞれの募集用のリーフレットを用意させていただいておりますが、こちらにつきましては後ほどお目通しいただければ幸いです。

初めに、報告資料1にございます成木小学校についてでございます。

成木小学校では平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を行っております。令和6年度で16年目を迎えてございます。

(1)学級定員および募集人員でございます。募集する学年は、第1、第2および第3学年。学級定員につきましてはそれぞれ20人。例年どおりでございます。右の列の募集人員（予定）につきましては、学級定員から学区内の新入学予定者、学年進行による進級予定者を除いた人数としており、第1学年からそれぞれ14人、7人、9人となっております。

募集日程につきましては、9月1日と9日に学校見学会・説明会を実施し、その後、10月2日から31日まで申込みを受付け、面談を11月13日に予定してございます。

続きまして、2の第七中学校でございます。第七中学校におきましては平成24年度から小規模特別認定校制度による生徒の募集を行っております。令和6年度で13年目を迎えてございます。

まず、(1)学級定員および募集人員でございます。募集する学年は第1学年のみ、学級定員につき

ましては、成木小学校と同様20人としております。右の列、募集人員（予定）につきましては、成木小学校を卒業予定している11人を除いた9人としてございます。

募集日程につきましては、7月下旬に学校見学会を4回、9月21日に説明会を開催し、その後10月2日から31日まで申込みを受け、面談を11月14日に予定してございます。

最後に、児童・生徒募集に関する周知についてでございます。広報おうめ7月15日号に掲載するほか、教育委員会ホームページ、SNSも活用し、周知を図ってまいります。

なお、お手元に配付したリーフレットにつきましては、成木小学校のものは市内の幼稚園・保育園を通じて3歳から5歳までのすべての保護者、第七中学校のものは市内小学校6年生全員に対して配布、周知する予定でございます。

説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

---

## 2 郷土博物館のくん蒸消毒に伴う臨時休館について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の2、郷土博物館のくん蒸消毒に伴う臨時休館について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは報告資料2、郷土博物館のくん蒸消毒に伴う臨時休館についてをご覧ください。

初めに、1の理由につきましては、別棟収蔵庫のくん蒸消毒を行うため、次のとおり臨時休館とするものでございます。

2の臨時休館の期間につきましては、令和5年8月1日から8月4日までとするものでございます。

3のくん蒸の日程および業務内容につきましては、7月28日に準備作業等を行い、7月31日から8月5日にかけてくん蒸消毒作業を行います。なお、8月6日は予備日としております。

最後に、4の休館日の周知方法につきましては、7月15日号の広報おうめおよびホームページに掲載をはじめ、館内における案内表示、また青梅観光案内所等への情報提供を行います。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

---

## 3 青梅市吉川英治記念館の英治忌開催に伴う観覧料の免除について（文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項3、青梅市吉川英治記念館の英治忌開催に伴う観覧料の免除について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、報告資料3、青梅市吉川英治記念館の英治忌開催に伴う観覧料の免除についてをご覧ください。

初めに、1の趣旨につきましては、9月7日の英治忌に関するイベントの開催に伴い、観覧料の免除を行おうとするものでございます。

次に、2の免除の概要につきましては、(1)日時は9月7日の開館時間であります午前10時から午後5時までとし、(2)対象は来館者、(3)内容は観覧料の免除、(4)その他として今年度以降も観覧料を免除するものでございます。

次に、3の根拠につきましては、青梅市吉川英治記念館条例第6条第2項および同条例施行規則第4条第4号にもとづくものでございます。

最後に、4の理由につきましては、ご存じのとおり9月7日は吉川英治の命日「英治忌」にあたりまして、かつての運営母体でありました公益財団法人吉川英治国民文化振興会が重要な事業として実施してまいりました。

「英治忌」につきましては、青梅市に移管してからも大切に引き継いでおり、地元の方々をはじめ多くの市民に青梅市ゆかりの文豪である吉川英治の功績を知っていただき、記念館を訪れていただく契機としたいためでございます。

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 この観覧料の免除というところで、市民への周知はどんな感じで何月何日ぐらいから始められるのでしょうか。

【文化課長（北村）】 説明が不足して申しわけございません。今回の周知につきましては、先ほどご説明しました夏季展示のチラシでご案内させていただいておりますが、市の広報や吉川英治記念館のホームページ等にもご案内をさせていただく予定でございます。今回地域の方にも知っていただくために、地域の回覧板とかにもご案内をさせていただく予定でございます。

【委員（稲葉）】 回覧板の周知、とてもいいと思います。ありがとうございます。よろしく願います。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

---

#### 4 第56回青梅マラソン大会の開催について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項4、第56回青梅マラソン大会の開催について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、報告事項4、第56回青梅マラソン大会の開催についてをご説明申し上げます。

報告資料4をご覧いただきたいと存じます。

青梅マラソン大会につきましては、今年2月19日に3年ぶりとなる第55回記念大会として、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、前回大会から参加者の定員制限をするなど一部規模を縮小して開催することができたところでございます。

来年2月18日に予定してございます第56回大会の開催につきましても、6月22日に開催さ

れました主催者会議（青梅市、青梅市陸上競技協会、報知新聞社）におきまして開催が決定されたことをご報告いたします。

第55回記念大会からの主な変更点としまして、お手元の資料の(14)をご覧くださいと存じます。定員が1万6,000人となっております。30キロの部が1万2,500人ということで、第55回大会が1万人でしたので、プラスの2,500人。10キロの部が今回3,500人と記載されてございますが、第55回大会が3,000人で行ったので、プラス500人で、合計3,000人を第55回大会より増員して募集する予定でございます。

次に、(15)参加費をご覧くださいと存じます。30キロにつきましては、第56回大会は9,000円とお伝えしてございますが、第55回大会が1万円でしたので、マイナス1,000円。10キロにつきましては、一般が6,000円、高校生が3,000円と記載してございますが、こちらは第55回大会と変更はございません。

次に、(18)申込期間のエ、一般エントリーをご覧くださいと存じます。基本的に市民枠からいろいろありますが、一般エントリーのところは9月15日から9月28日までとしてございます。第55回大会のときには9月23日から9月29日ということで、こちらは1週間前倒しで一般エントリーを受付けるということでございます。

最後に(23)をご覧くださいますと、新型コロナウイルス等の感染症対策を記載してございます。感染法上の位置づけが5類に分類されたことによりまして、大きく変更となっております。日本陸連のガイドライン等も含めながら、基本的には判断は個人に委ねられるというような形で開催予定でございます。

なお、今後の周知につきましては、7月15日号の広報おうめ、それから青梅マラソンのホームページに市民優先枠の募集の告知を、9月1日号の広報におきましては一般エントリーの募集を周知していく予定でございます。

また、小・中学生を対象としましたジュニアロードレースにつきましても開催が決定されたことを報告いたしますとともに、詳細につきましてはまだ検討中であるため、決定次第改めてご報告したいと思います。

雑駁ではございますが、報告は以上です。

【教育長（橋本）】 報知新聞社による周知もありましたね。7月15日ではなかったですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 そうです。

【教育長（橋本）】 あれは報知新聞社ですか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 報知新聞社になります。

【教育長（橋本）】 報知新聞社としても周知をしていただけるということですね。

説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いします。

【委員（徳長）】 青梅マラソンの件ですけれども、人数が少なくなって、去年の応募状況というのはどうだったのか、例えば公募した日にもういっぱいになってしまったとか、最後まで大丈夫だったとか、そういうのってわかりますか。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 昨年の申込状況は、10キロの部が3,000人だったところ申込者数2,909人、30キロが1万人の募集に対しまして1万3名の申込者数があったということで、出場された方につきましては10キロが2,391人、30キロが8,440人という実績でございます。

【教育長（橋本）】 マラソン大会も増えてきて、定員が埋まらない大会が多いと。そんな中で、参加費を下げながら、申込みも前倒しをして少しでも定員を確保していきたいという考えだそうでございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

---

## 5 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 青梅市図書館運営社会教育委員会会議録（社会教育課）

イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

ウ 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）

エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（スポーツ推進課）

### (2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

### (3) 事業等の実施結果について

ア 令和5年度学校基本調査結果について（教育総務課）

イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

ウ 第76回都民体育大会の実施結果について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様にはお目を通していただいております。この際、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 各委員会、審議会から会議録をいただいているのですが、社会教育委員会の会議録の3ページ目、委員の出欠の状況と時間は載せてもいいかもしれないという審議がされています。第4回青梅市文化財保護審議会会議録は、日時、場所、出席委員、欠席委員、それから事務局、どのような方が出席されてお話しされたかがすごく明確ですね。スポーツ振興審議会もきちっとそれは提示されています。ところが、美術館運営委員会とか社会教育委員会では、委員の名前とか誰がどのように出席してこの会議を進めたかがわからないですね。日時、場所、出席委員、欠席委員、それぞれに責務を負って青梅市行政に参加されている委員ですので、載せた方が、拝見する方も、この方が委員として出席しお話ししてくださったのだなというのがわかるので、会議録の報告の形式というのは統一しておいた方がいいのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

【教育長（橋本）】 今のご報告している案件、生涯学習部に関わるところでございます。学校教育部ももちろん含めてですけれど。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育委員会でも会議録の体裁についての話が出たときに、青梅市



での会議録の決まりを調べさせていただいたのですが、氏名等を記載しなければいけないとか記載しなくてもいいという決まりはなくて、各委員会で決めているような状況だということでありました。氏名等を出すことによって会議において発言がしづらくなるとか、そういうことを懸念されている委員もあり、氏名は記載しない方がいいのではないかなというようなご意見もあったので、社会教育委員会議の会議録については、現状のような体裁となっております。

【生涯学習部長（森田）】 ただいま社会教育課長からもお話があったのですが、教育委員の皆さまに教育委員会でお知らせする内容については、それぞれの各委員会で揉ませていただきまして、教育委員会報告として体裁を統一できるようにということで検討していきたいと思っております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。以前までは、社会教育委員会議の報告は委員の名前が出て、丸印がついてあって、これだけの人数で社会教育のことを話されたというのが一目瞭然だったのです。個人の名前は控えたい、発言がしにくいというその辺は、発言しにくくても言わないといけないときには言ってもらわないと、行政というのは前に進んでいかないので。委員の心構えというか認識というか、その辺があると思いますが、やはりいいと思うことは伝えていく、そして協議していくような委員会であってほしいなと思っております。よろしく願いいたします。

【委員（徳長）】 今、生涯学習部長がおっしゃっていたように、市としての会議があったときにはフォーマットが必要だと思いますので、何か統一したものを出して同じようにやっていくのがいいのかなと思います。ばらばらでは、市役所はどうなっているのという話になってしまいますので。ぜひお願いします。

【委員（百合）】 美術館運営委員会の会議録の3ページの真ん中、「過去に市内の全小学生に対して……」というところなのですが、「親も関心が低ければ連れてこないで学校側でも美術館に足を運ぶ機会を考えてほしい」というのは、そのとおりだなと思います。私もお休みの日に美術館に行かせていただくのですけれども、まずお子さんを連れてくる親御さんっていらっしやなくて、大人が多いと思います。子ども向けの展示ではないということはあるのかもしれないのですけれども、学校の年間スケジュールの忙しい中、1日でも、数時間でもいいので、学校側として児童・生徒を美術館に連れて行って、ぜひいい作品を見てもらえたらなと思います。親自身が美術に関心がないと、子どもを連れてまで行こう、お金払ってまで行こうというのはなかなかないと思うのですけれども、絵とか作品に対しての考え方も変わってくると思うので、もしそういう機会がつかれるのであれば、教育委員会で考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。指導室長、いかがですか。

【指導室長（拝原）】 これまでも学校には声かけはしているのですが、近隣の学校はまだ行きやすいのですけれど、遠くなるとバスを出すとなって、そのバスも今高くなって、難しい点もございます。せっかく青梅市の美術館ですから、美術館を持っている市というのはなかなかないというか、貴重な美術館だと思いますので、なるべく利用するように声かけはしていきたいなと思っております。

【委員（稲葉）】 秋田市の美術館に行ったときに、中学生が美術教員と美術館の学芸員と一緒に美

術鑑賞をしていたのですね。部活ですかと尋ねたら、授業の一環ですという形で回られていました。中学の美術の授業の一環に市の美術館を見るという1コマが、そこに組み込まれているのだな、すごくいいな、と思いました。青梅市は立地条件を考えると、バスの移動ということがあるかもしれませんが、例えば小学校・中学校の9年間の間に一回は美術館に行く学年をつくっておくということも、とてもいいかなと思うのです。以上意見です。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 貴重なご意見ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

先ほどの会議録の関係ですけれども、完全にすべての委員会の議事録が統一されるかどうかというところまでは難しいと思いますが、少なくとも教育委員会内部ではある程度の一定の方向性を持ったものにしていきたいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それではこれで教育長報告事項を終わります。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正についてご説明いたします。

協議資料の1をご覧ください。

1、改正の理由としまして、東京都立学校職員服務規程の一部改正を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの禁止にかかる規定を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容につきまして、(1)禁止する「性的な言動」に「性別により役割を分担すべきとする言動または性的指向もしくは性自認に関する言動を含む」ことを規定するものでございます。(2)職員証の住所欄および生年月日欄を削るものでございます。

3、施行期日につきまして、令和5年7月6日からとし、経過措置として、改正前の様式による職員証は、有効期限が到来するまでなお効力を有するものといたします。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後でございます。

改正後の中段、第9条の2行目、括弧内の下線部分「性別により役割を分担すべきとする言動または性的指向もしくは性自認に関する言動を含む」の文言を追加してございます。

そのほかは、所要の規定の整備でございます。

3枚目以降につきましては、各種様式の変更点をお示ししてございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（稲葉）】 職員証の住所欄ですけれども、改正の内容はあるのですが、住所欄とか生年月

日を削る理由が書いてないのです。改正するためには、こういう理由があって改正したからこうだということが知りたいので、よろしくお願いします。

【指導室長（拝原）】 こちらにつきましては、個人情報ということで、必要以上の個人情報を載せないということで削除ということになってございます。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

ほかにかがですか。よろしいですか。

それでは、協議事項ですのでお諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、は承認されました。

---

## 2 青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の制定について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の制定について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、協議事項2、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の制定についてご説明いたします。

協議資料2をご覧ください。

1、制定の理由につきまして、青梅市立学校の児童および生徒の学校および家庭における情報通信技術を活用した学習機会の確保のため、学習用タブレット型情報端末およびその付属品を使用し、および管理することに関し、必要な事項を定めることを目的とし、本要綱を制定しようとするものでございます。

2、制定の内容につきまして、(1)所有者につきましては、青梅市教育委員会としております。

(2)管理責任者等につきましては校長とし、適正に管理をすること、使用者に対する必要に応じた指導および助言をすること、破損した場合には教育委員会に報告すること、としております。

(3)使用者等につきましては、学校に在籍する児童等とし、適切な管理をすること、破損等の防止に注意すること、教育活動に関すること以外に使用しないこと、としております。

(4)保護者の責務としまして、管理責任者の指導に従い使用および管理すること、使用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸し、または児童等の教育活動に関すること以外に使用しないこと、としております。

(5)損害賠償につきまして、保護者の損害賠償について定めております。

3、実施期日等につきまして、令和5年7月5日からとし、同年4月1日から適用するものといたします。

続きまして、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要

綱をご覧ください。

1、目的につきましては、記載のとおり、先ほどの制定の理由と同様でございます。

また、2の所有者、3の管理責任者、4の管理責任者の責務、5の使用者、6の使用者の責務、7の保護者の責務、8の損害賠償につきましても、先ほどの要綱の制定につきましてご説明した内容と同様でございます。

9、その他につきまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。

10、実施期日等につきまして、この要綱は、令和5年7月5日から実施し、同年4月1日から適用するものとしております。

続きまして、様式第1号、学習用端末破損等届をご覧ください。本様式は、学習用端末を破損等してしまった場合に、保護者から校長に届け出るための様式でございます。

保護者はまず、紛失、破損、不具合の中から該当する項目にチェックをします。1枚おめくりください。本様式の裏面でございます。裏面にその状況に関する詳細を記載することとなっております。保護者がこの様式を記入して学校に提出し、校長が内容を確認した上で指導室に提出することとなっております。指導室では、報告内容にもとづき修理等の対応をまいります。

続きまして、様式第2号 学習用端末破損届（第三者用）をご覧ください。本様式は、他人の学習用端末等を破損してしまった場合等に使用するものでございます。内容につきましては、先ほどの様式第1号と同様でございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

---

【教育長（橋本）】 各委員さんにお諮りをいたします。次の協議事項3が、ただいまの内容に関係をまいりますので、引き続き説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 それでは、さよう取り扱いをさせていただきます。

---

### 3 青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準の制定について（指導室）

【教育長（橋本）】 引き続き、協議事項の3、青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準の制定について、説明をお願いいたします。

【指導室長（拝原）】 引き続きまして、青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準の制定についてご説明いたします。

初めに協議資料3をご覧ください。

1、制定の理由につきましては、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の規定にもとづき、使用者および保護者がタブレット端末等に破損等を発生

させた場合における損害賠償について、必要な事項を定めることを目的とし、本基準を制定しようとするものでございます。

2、制定の内容につきまして、(1)賠償の範囲および賠償額についてでございます。

初めに、ア、使用者等が、タブレット端末等に破損をさせた場合の賠償の範囲について、表に示してございます。表の左、過失の有無について、使用者に故意・重大な過失がある場合には、教員の管理外・管理内ともに賠償は「有」となります。重大とはいえないものの使用者に過失がある場合、管理外では賠償「有」ですが、管理内では賠償は「無」となります。こちらにつきましては、後ほど別表にて改めてご説明いたします。

続きまして、イにございますように、使用者等が第三者のタブレット端末等を破損させた場合は、破損させた者の保護者にその賠償を求めることを示しております。

続きまして、ウにございますように、タブレット端末等の補填にかかる費用につきましては初期費用に、修理にかかる費用につきましては修理実費に、経過年度の区分に応じた割合を乗じて得た額としております。(ア)から(イ)に記載のとおり、1か年度の7割から5か年度以上の1割とし、タブレット端末等が古くなれば賠償額が低くなっていくように設定しております。

続きまして、(2)の賠償の方法につきまして、市長が保護者に賠償を求めるものとしております。

1枚おめくりください。イにございますように、保護者に納付書を送付し、お支払いいただくようになります。

最後に、3の実施期日についてであります。こちら、令和5年7月5日から実施とし、同年4月1日から適用するものとしております。

続きまして、青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準についてご説明いたします。

1の目的につきましては、先ほどご説明いたしました1の制定の理由と同様でございます。

2の用語の定義につきましては、記載のとおりでございます。

3の賠償の範囲、4の賠償額、5の賠償の方法につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

1枚おめくりください。6のその他として、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市教育委員会と協議の上、市長が別に定めるものとしております。

7の実施期日等につきましては、こちら、令和5年7月5日から実施とし、同年4月1日から適用するものとしております。

最後に、別表をご覧ください。初めに、表の下の備考欄からご説明いたします。

表の中に、「管理内」「管理外」という言葉が出てまいりますが、この管理内とは、学校内において定められた登校から下校までの時間、としております。また、(2)にございますように、教員が同席の上で行う部活動その他委員会活動の時間を含みます。

下段の2にございますように、管理外とは、前項に定める管理内以外の時間としております。

それでは表をご覧ください。表の左は過失の有無を示しております。上から順番に、使用者等に

故意または重大な過失がある場合は、管理外、管理内を問わず賠償「有」としております。具体的には、事例の例にございますように、自宅で床に叩きつけて画面を割ってしまった場合、学校で休み時間にふざけていて落として割ってしまった場合などがございます。

使用者等に過失がある場合には、管理外では賠償していただくこととなりますが、管理内では賠償はございません。

使用者等に過失がない場合は、管理外、管理内を問わず賠償はございません。例にございますように、使用者の扱い方にかかわらず急に電源が入らなくなった場合等がございます。

ご説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 協議事項の2と3を連続して説明させていただきました。ご質疑についても一括してお受けしたいと思っております。ご質疑のある方、お願いいたします。

【委員（徳長）】 個々で入る保険はなかなか高いという話を前に聞いたのですけれども。現在の学校での破損の数だとか自宅での破損の数というのはどのくらいあるのでしょうか。

【指導室長（拝原）】 今正確な数字はないのですけれども、昨年度保護者に修理代として請求したというのは、20数件ございました。学校内で破損した場合には、故意に壊したというのはたまにあるのですけれども、そういった場合以外については教育委員会で負担をしている状況でございます。

【委員（徳長）】 実はこの間、第三小学校を学校訪問したときに、かすみ学級だったかな、机があってタブレットが置いてあるのですけど、3分の1が机からはみ出ている危ないなという感じがしたので、その辺の指導も必要になってくるのかなという気がしました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 例えば賠償があるような懸案で、生活保護を受けているご家庭の子だった場合、どのように取り扱われますか。

【指導室長（拝原）】 特に、請求する場合には、生活保護を受けていらっしゃるのか、その辺は関係なく、破損状況によって請求させていただいている状況でございます。

【委員（稲葉）】 生活の困窮具合によっては賠償が苦しいというご家庭が出てきた場合も考慮しないといけないのかなと思うのです。故意に壊したというのは問題だと思うのですけど。その辺も教育委員会としては考えておかないと、なきにしもあらずかなと思います。以上、意見です。

もう一つ、協議資料2の一番後ろに、「以下教育委員会使用欄」というのがあります。ここがわからないのですが、「端末の修繕を行います。ただし、修繕見積金額が購入金額を上回った場合、修繕を行わない場があります」という、例えばここにチェックすると、その機種は廃棄にしますということなのですか。

【指導室長（拝原）】 新しく買う方が安くなる場合といたしますか、破損状況によっては修理が不可能な場合もございます。児童・生徒数も減ってきて、今年度は去年よりも必要台数が減っている状況がありますので、代替機としてそちらを新たにお渡しするという形で対応させていただいております。

ます。

【委員（稲葉）】 それは保護者に通知をするのですか。事務局内部でのチェックですか。

【指導室長（拝原）】 壊したという損害賠償に関しては、どういう状況であれ規定にのっとって請求させていただくということです。

【学校教育部長（布田）】 先ほどの稲葉委員の生活困窮者に対してですけれども、法制部署等にも確認したところ、これは教育委員会が賠償を請求する権利があるということで請求するものであって、その権利を放棄するためには、議会の議決が必要となります。そのようなこともあり、生活困窮者も含めて請求することにさせていただいております。

【委員（稲葉）】 わかりました。ありがとうございました。

【指導室長（拝原）】 先ほどの破損の状況についてでございますが、令和3年度に関しましては、破損件数が81件、令和4年度（11月末まで）78件ございました。修理代を請求した件数に関しては、令和3年度が21件、令和4年度が23件でございます。

【教育長（橋本）】 画面を破損すると非常に修理代が高いというふうに聞いています。年数も経ってきましたので、その辺の軽減もありますことから、今までのような金額の請求にはならないということは間違いないと思います。極力保護者の負担軽減に努めたいと思います。

【委員（百合）】 協議資料3の取扱基準というのは、他の市町村に比べて厳しいものなのですか、それともどこも同じような基準で決まっているのですか。ほかと比べたことがないのであれば別にいいのですけれど、どれくらいのものなのかなと思ひまして。

【指導室長（拝原）】 この規定を決める前にも、壊れた場合にどういうふうにするかということで他市等の状況も調査させていただいたのですが、市で一括して保険に入って一切請求していないような自治体もございます。本当にいろいろと他市によって異なる状況でございました。青梅市では、一括で保険に入るとかなりの金額になってしまうということなので、保険には入らずにということで決めさせてもらっているところでございます。

【委員（百合）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、協議事項2および3の質疑を終了させていただきたいと思ひます。

それでは、まず協議事項2からお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校における学習用タブレット型情報端末等の使用および管理に関する要綱の制定について、は承認されました。

続きまして、協議事項3、青梅市立学校におけるタブレット端末等の損害賠償に関する取扱基準の制定について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校におけるタブレット端末等

の損害賠償に関する取扱基準の制定について、は承認されました。

#### 4 文化財指定に関する諮問について（文化課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。文化財指定に関する諮問について、を説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議資料4、文化財指定に関する諮問についてをご覧ください。まず初めに、大変申しわけございませんが、内容の訂正が発生したために当日の差し替え資料となっております。

それでは説明させていただきます。

本件は、青梅市文化財保護条例第39条第1項の規定にもとづきまして、「小林天淵筆根岸典則画像」の青梅市指定有形文化財指定の可否について、青梅市文化財保護審議会へ諮問することについてご協議をいたごうとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、別紙1-1、青梅市指定文化財提起書をご覧ください。青梅市文化財保護指導員の小島みどり氏による、根岸典則画像を指定文化財候補として推薦する提起書となります。

まず、1の名称から5の所有者までの概要につきましては、青梅市郷土博物館に所蔵している小林天淵筆根岸典則画像1幅を青梅市の有形文化財に指定すること、でございます。

続きまして、6の形状・寸法につきましては記載のとおりでございますが、別紙1-2の現状写真等の1の左の写真が、画像の掛軸を巻いた状態のもの、同じく右の写真が掛軸を広げて画像部分を撮影したものになります。この画像に描かれている人物が根岸典則で、その右側に「林天淵寫」という署名がなされております。

また別紙1-1に戻りまして、1ページ下段から2ページ上段にかけての7の内容等の(1)内容に記載されているとおり、小林天淵が描いた根岸典則の肖像と典則自筆の讚が書かれている掛軸となります。

画像の根岸典則は、藍色の長着に黒の一重羽織を着ており、長着には白い襦袢を重ね着し、萌黄色の角帯を締め、右手に仏具の如意を持ち、左手を添え端座している様子が、この画像からうかがえます。如意とは仏教で説法や法会（ほうえ）に講師や導師が所持する道具で、如意を携えていることから、典則の正式な姿であることがわかります。頭部の結髪（けっぱつ）が小さく、目じりの皺や頬のたるみなど、老齡の典則を描いたものでございます。着衣は、線描を生かすように線を塗り残しながら彩色する「彫塗（ほりぬり）」と呼ばれる技法が使われております。

画像の右に「林天淵寫」と署名し、「林謹質印」および「一號天淵」の落款の印が押されております。また、画像の上には根岸典則の自筆の讚があり、落款が押されております。内容を説明しますと、たくさんの欠点を持った自分の老い衰えた姿をよく描いてくれたという、典則が自分の姿を描いた小林天淵に対する謝辞を詠んだ七言絶句です。

この七言絶句は、根岸典則が没して1年後の天保3年に刊行された追善集『断雲編』に、「鳳質文



卿居士肖像」という文机の前に座っている典則の肖像画の讚として書かれております。別紙1-2の現状写真等の2ページ目の2の参考、左のページが、先ほど説明した典則一周忌の追善集『断雲編』に書かれている肖像画になります。この上に、先ほど申し上げた掛軸と同じ漢詩も記されております。

次に、提起書の2ページ目の中段、(2)経過について説明いたします。

この「小林天淵筆根岸典則画像」は、昭和39年11月3日、青梅市指定有形文化財に指定されましたが、残念なことに昭和60年代以降、所在不明となっております。青梅市郷土博物館では所蔵者への聞き取り調査等を行いました。平成25年3月に亡失届が所有者から提出され、本教育委員会や文化財保護審議会において協議し、同年11月7日に文化財指定を解除いたしました。

ところがその後、令和2年4月に、もとの所有者とはかかわりのない市民の方から本画像が郷土博物館に寄贈されたことが契機となりまして、長らく所在不明となっていたこの文化財が発見されました。全体的に大きな損傷等もなく、良好な状態であり、元々指定を受けていた貴重な文化財であることから、今回改めて文化財指定の提起を行いました。

次に、提起書2ページ目の下段、(3)根岸典則について説明いたします。

根岸典則は、江戸時代中期、宝暦8年、青梅村の年寄を勤めていた本町の根岸孫兵衛の分家で根岸喜右衛門の長子として生まれ、通称は根岸太兵衛、字は文卿、名は鳳質、号は嶮谷と称しました。根岸家は、江戸時代に縞買商を代々営みまして、明治の初めころには酒屋を営んでおりました。

典則の父の根岸喜右衛門洗雪と母の綾衣は、宝暦の頃、建部綾足を中心とした青梅俳諧グループの主要メンバーとしても活躍していたことから、典則は文化的要素を身に付けることができる家庭環境にあり、幼い頃から学問を好み、当時青梅に滞在していた中原章に師事し、京都の二条派の古典学や和歌を学びました。

早くに学頭は娘の多代に、家業はその婿に譲りまして、天保2年に74歳で没するまで、青梅周辺の文人たちとも盛んに交流し、文芸活動を行っていました。

私家集としての『溪雲軒和歌集』をはじめ、記載のとおり『続千載溪雲抄』、『新千載溪雲抄』、『嶮谷詩集』、『歌鳳集』、また典則没後には『断雲編』や『扶桑蒙求』が刊行されております。別紙1-2の現状写真等の2ページ、3の参考が根岸典則の主な著作物、『嶮谷詩集』や『扶桑蒙求』となります。

典則が没しまして1年後の天保3年に門人たちによって、青梅街道沿いの住吉神社の鳥居の前に「嶮谷先生之碑」という追善碑が建てられました。現在、山の上の住吉神社の拝殿の脇に、その碑は移されており、現在も見ることができます。

次に、提起書3ページの中段、(4)小林天淵についてを説明いたします。

小林天淵（本名は小林勘右衛門、後に六郎兵衛）は、安永7年、青梅村で生まれまして、青梅仲町で酒屋を営みながら、青梅村の年寄役を勤めておりました。幼少の頃から祖父の小峰峯真について書を学び、学問を根岸典則について修めました。画は谷文晁の門を叩き、人物・花鳥・山水画などいずれも巧みといたしました。特に師の文晁と同じように多くの人物画を描きまして、「青梅文晁」

とも呼ばれたと言われております。青梅市内の旧家には、人物画、風景画など、彼のさまざまな作品が今も残されております。

隠居後は寺子屋の師匠として子弟に習字や読書などを教え、文久3年に86歳で亡くなるまで、青梅村や周辺地域の人々の生活と関わってまいりました。

次に、提起書3ページ下段、(5)の考察について説明いたします。

この画像にあります小林天洩の署名は、文政9年から号している「林天洩」であります。また、郷土博物館には、同様の構図で峰慎という画家が描いた典則画像の掛軸も所蔵しております。別紙1-2の現状写真等の3ページ目、4の参考、これが同時に描かれたと考えられる根岸典則の画像となります。

この画像には典則が70歳のときに詠んだ漢詩が自讃として書かれ、天洩が描いた典則画像と同じ落款が押されていることから、この天洩作の画像も典則が70歳になる文政10年前後に描かれたものではないかと考えております。

博物館には、本画像のほかに「伝根岸凉宇画像」や「根岸家婦人画像」の2幅を所蔵しております。こちらも別紙1-2現状写真等の3ページ目、5の参考が、この2つの画像となります。いずれも小林天洩の作品で、根岸家に伝わってきたもので、同じ表装で同時代の作品と考えられております。

なお、小林天洩筆の住吉神社拜殿の天井絵「雲竜図」は、青梅市の指定有形文化財に指定されております。別紙1-2の現状写真等の4ページ、6の参考が、この「雲竜図」の写真となります。

次に、提起書4ページ目、8の製作年代につきましては、先ほど7の(5)の考察で説明しましたとおり、文政10年頃と考えております。

9の指定基準につきましては、青梅市文化財指定基準の1-(2)-イ 絵画・彫刻・工芸品に該当いたします。

10の指定すべき理由につきましては、(1)から(6)の項目にそれぞれ記載をしております。全体をまとめますと、小林天洩筆根岸典則画像は、江戸時代における青梅やその周辺地域の文化活動の中心的存在として活躍した根岸典則の姿を、青梅を代表する画家の小林天洩が描いた人物画という絵画資料という面だけでなく、地域の文化活動を考察する上で重要な資料としての価値をもつ点に鑑み、有形文化財に再指定して適切なものと考えられることから、青梅市指定有形文化財とすることに関して青梅市文化財保護審議会に諮問することをお諮りするものでございます。

長くなりましたが、よろしくご協議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、文化財指定に関する諮問について、は承

認されました。

---

#### 5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について、を説明いたします。

【スポーツ推進課長（吉崎）】 それでは、協議事項5、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申についてをご説明申し上げます。

協議資料5をご覧いただきたいと存じます。

この件につきましては、令和5年6月6日に開催されました令和5年度第1回青梅市スポーツ振興審議会において諮問をいたしまして、答申書の写に記載のとおり、申請事業および表彰候補者に対しまして、援助および表彰することを適当と認める、との答申をいただいたところでございます。

内容につきましては、第3回の教育委員会で諮問についてご承認いただきました援助が合計4件、普及推進事業が2件、大会運営事業が1件、その他事業が1件。表彰に関しましては20名、2団体ということで、スポーツ特別賞が1名、スポーツ賞が個人12名、団体が1団体、スポーツ奨励賞につきまして個人が7名、団体が1団体ということでございます。

答申を受けまして、援助につきましては速やかに、表彰につきましては10月9日のスポーツの日を開催予定の第40回青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式で表彰できるよう進めたいと考えてございます。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について、は承認されました。

---

#### 日程第5 議案審議

##### 議案第6号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第6号を議題といたします。青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、議案第6号、青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案第6号をご覧ください。

昨年度1月の定例会においてご協議、お認めいただきまして、2月の定例議会で議決をいただきました青梅市立学校施設のあり方審議会条例第3条の規定にもとづきまして、事務局において、委員各選出区分の選任依頼等を行っていたところでございますが、今般委嘱する委員が決まりましたので、それにつきましてお認めいただくとするものでございます。

別紙をご覧くださいと存じます。学校施設あり方審議会委員名簿となっております、委嘱する委員の皆様は、選出区分ごと記載の14名の方々でございます。うち、表の一番下の区分、松尾好樹様から土岐旬美子様につきましては、今年度第1回の定例会においてお認めいただきました青梅市立学校施設のあり方審議会審議委員募集要領にもとづきまして、5月15日から3週間、6月5日まで募集を行いました。最終的に男女4名ずつ、合計8名のご応募をいただきまして、6月14日に公募抽選を行ってございます。当日、8名中5名の方にご出席をいただきまして、くじ引きによる抽選を行った結果、記載の4名が当選、市民委員として今後ご意見等を賜ることとなっております。

参考としまして、今回の委員の男女構成比になりますが、14名中4名が女性で、28.6%でございます。

第1回の審議会が8月18日午前10時からを予定しておりまして、今後の会議の進め方や学校施設個別計画等の概要説明、会長・副会長の選任等を行う予定としてございます。こちらの会議については、8月1日号の市広報およびホームページなどで会議の開催について周知する予定でございます。

また、本年度においては8月の会議のほか10月と1月にも会議の開催を考えておりまして、今後この審議会に教育委員会から諮問等をさせていただくわけでございますが、そちらの内容につきましてはまた今後委員会にお諮りしてまいる予定でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 一般公募が4名見つかってよかったなと思います。もしよければ、この4名の方のバックグラウンドを簡単にご紹介いただければと思います。そうすると私たちもこういう方が審議に入って審査してくださっているなというのがよくわかるので、簡単にご紹介いただけるようでしたらお願いします。

【教育総務課長（芥川）】 市民であって、市職員や他審議会委員でない等のある一定の条件のもと公募をして、応募いただいた方のなかから抽選をして委嘱しておりますので、皆さま教育関係者であるとかのバックグラウンドがあるわけではありません。

【委員（稲葉）】 例えば地域的に偏っていないかどうかというところを心配しています。

【教育総務課長（芥川）】 応募された方々の住所は、新町在住者が4名、それ以外が4名でございます。くじ引きをした結果、4名とも新町在住者が当選され、今回全員が新町在住の委員となっ

ております。

【委員（稲葉）】 最終的に、くじ引きだから仕方ないのですが、大丈夫ですか？

【教育総務課長（芥川）】 今回そういうことで、くじ引きで地域が偏ってしまった状況があるのですけれども、基本的に実際の地域ごとの審議に際しては、部会でそれぞれ委員を決めて、地域のごとは地域に下ろして、その結果をこの中央の審議会で最終的に決定していく流れです。今後はそのように対応してまいりたいと考えております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 この審議会自体、外に出てまいりますので、いろいろな地域の声は拾ってまいりたいと思います。

ほかによろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第6号 青梅市立学校施設のあり方審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第7号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（榎戸）】 それでは、議案第7号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、お手元の資料にもとづきご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、教育委員会が委嘱する委員の変更について提出したものであります。

1枚おめくりいただきまして、議案書の2枚目、委員名簿をご覧ください。こちらは令和5年度の青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿でございます。

今回の委員の変更でございますけれども、表の一番下の2名、選出区分は条例第3条第3項第4号で定める児童・生徒の保護者を代表する者につきまして、小・中学校のPTA連合会の役員の改選に伴い、変更しようとするものであります。下から2行目の小学校PTA連合会については、左側に記載の平岡康男様から右側に記載の斉藤淳仁様を、中学校PTA連合会については、左側に記載の星野晃一郎様から右側に記載の田中順子様を、新たに委員に委嘱しようとするものであります。

なお、任期につきましては、ご決定後の明日7月6日から、委員としての残りの任期であります令和5年8月31日までとなります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第7号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第8号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第8号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、議案第8号、青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

本案件は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづき、青梅市図書館運営協議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱内容でございますが、前任者の退任に伴いまして、同条例第20条第3項第2号である社会教育関係者1名を新たに委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、令和5年7月6日から、前任者の残任期間の令和5年9月30日まででございます。

1枚おめくりいただきまして、表の左側に記載の猪俣太郎委員にかわりまして、右側に記載の榎戸貴敏委員を新たに委嘱するものでございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第8号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に議案第9号、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第9号を追加いたします。  
議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

---

#### 議案第9号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、引き続き議案審議を行います。

ただいま議題となりました議案第9号、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 議案第9号、青梅市立学校等職員服務規程の一部改正につきましてご説明いたします。

内容は、先ほど協議事項1でご説明いたしましたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第9号 青梅市立学校等職員服務規程の一部改正について」は承認されました。

---

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【委員（稲葉）】 先日、教育委員会の全国市町村研修会に参加しました。4市一緒にZOOMでお話ししました。部活を地域移行するためにどんなふうに行われているかというところで、市内にある企業と提携したり、大学や高校と提携したりしてとても前に進んでいる市町村があったり。青梅市の方は一応検討委員会の段階で、これからというところだったのですけれども。

その4人で話し合った中で一番話題になったのが、子どもたちが今どんな部活をしたいかの把握をしないといけないよねと。今までは既成の部活以外に、例えばデジタルの映像の部活だったり、今の世の中に合った部活があればいいなというところで、大学と提携して部活にしているところもあります。その地域移行を考えると同時に、まず生徒たちの要望をちゃんとアンケートをとって、子どもたちの気持ちというのをまず考えないといけないねというのが話題になっておりました。その辺のところも検討委員会でお話ししていただければいいのかなと思っています。

それから、全国的に部活に入る子どもの人数が減っているそうです。その中で、学校の部活とそれから地域へ移行していくというところ、とっても難しい課題を抱えていると思うので、まず一つずつ丁寧に掘り下げていただければいいものができるかなと思っています。

以上、ご報告までです。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。本件について、事務局から何かございますか。

【指導室長（拝原）】 青梅市で昨年度の部活の検討委員会で、今委員のおっしゃったように、子どもの意見を聞いてみたらどうかというご意見をいただきましたので、実は今年度の5月連休明けから小学校6年生を対象にアンケート調査を実施しまして、現在、保護者のご意向も必要になってまいりますので、そちらをアンケート調査しているところでございます。子どもの方は少しまとめていますけれども、保護者の方がまとまりましたら、あわせてお知らせしたいと思っております。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ご意見いただいた前段の方はある程度方向が見えるかもしれません。また適時ご報告申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。事務局もよろしいですか。

---

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、今後の日程の方をご覧ください。

7月5日、午後4時から小学校長と教育委員との懇談会 テーマは、「アフターコロナにおける子どもたちに求められる教育課程の工夫と課題（端末機器活用を含む）」となっております、場所は議会棟の3階大会議室でございます。

続きまして、7月6日、学校訪問、午前10時から、午前中は第七小学校、午後は第六中学校でございます。

続きまして、7月14日、同じく学校訪問、午前9時10分から、訪問校は午前中が西中学校、午後は第六小学校でございます。

続きまして、7月18日、小学校教科用図書選定にかかる情報交換会、午前9時から、こちら教育委員会会議室でございます。

続きまして、7月24日、オンライン小学生交流会、午前9時30分から、会場は2階の204から206会議室でございます。

続きまして、7月25日、東京都市教育長会研修会、午後2時から、裏面に移りまして、講師、テーマ、会場は記載のとおりでございます。

続きまして、8月10日、第1回教育委員協議会、午前9時から、教科書採択に関する協議、会場は市役所2階の204から206会議室。

同日、第5回教育委員会定例会、午後1時30分から、教科書採択ほか、会場は午前中と同じでございます。

今後の日程は以上でございます。

【教育長（橋本）】 大変多くの日程がございます。よろしくお願ひしたいと思います。

---



**日程第6 教育長閉議および閉会宣言**

【教育長（橋本）】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。長時間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

午後3時28分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員